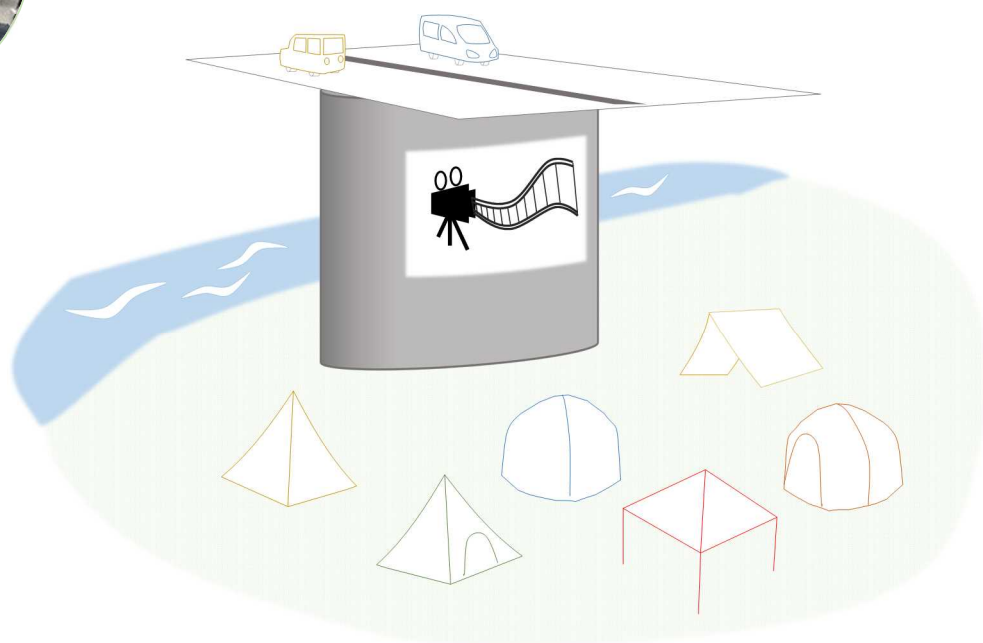


しづかわ公共空間活用 ガイドブック



令和4年4月
建設交通部都市政策課

目次

はじめに	1
ガイドブックの使い方	2
公園でイベント等を開催したい	4
道路でイベント等を開催したい	8
市役所等の庁舎でイベント等を開催したい	12
群馬県の管理する施設でイベント等を開催したい	14
【参考】官民連携で公園を活用する制度	16
【参考】都市再生推進法人制度	19
【参考】制度説明	24

はじめに

コロナ禍を契機に、人々の価値観や生き方、働き方の多様化が一層進み、まちづくりの課題はより複雑になりました。一方で、人口減少による税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増大など行政の財政状況は一層厳しくなり、また、適正な定員管理の観点から計画的に職員数が減少しマンパワーは不足しています。そのため、従来のような行政が主導して進めてきたまちづくりは限界を迎えています。

こうした中、近年では市民、企業、NPO など、民間主体によるまちづくりの取組が活発になり、自分のまちのために自主的に取り組む地域主体のまちづくりが拡大し、特に公園、道路や公共施設などの公共空間を活用してまちに賑わいを生み出そうとする取組が全国的に広がりつつあります。

これらの公共空間は市民の生活に根付いているので、周りの環境とあわせて活用し地域で運営していくことで、地域に活気が生まれ、コミュニティが継続します。

渋川市には、中村緑地公園や駅前児童公園などの特徴的な公園、渋川駅前広場や周辺の街道、伊香保温泉石段下広場、市役所庁舎のホールなど、数多くの公共空間があります。このガイドブックでは、そのような公共空間を積極的に活用できるように、相談窓口や必要な手続、官民連携で管理・運営する仕組みなどを紹介しています。

市民、企業、NPO など主体的にまちづくりに取り組む皆さんに、このガイドブックをとおして公共空間の活用に興味を持っていただき、まちづくりの活動につなげていただければと思います。

ガイドブックの使い方

公共空間を活用して単発のイベント等を開催したい方に向けて、相談窓口と必要な手続を紹介しています。

公園でイベント等を開催したい → P4

<窓口>

- ・ 渋川市都市政策課
- ・ 群馬県渋川保健福祉事務所
- ・ 渋川広域消防署情報管理係

<手続>

- ・ 公園利用許可申請、公園占用許可申請
- ・ 臨時出店の届出、食品営業許可申請
- ・ 催物開催届出、露店等の開設届出、火災とまぎらわしい煙等の届出

道路でイベント等を開催したい → P8

<窓口>

- ・ 渋川市土木管理課
- ・ 群馬県渋川保健福祉事務所
- ・ 渋川広域消防署情報管理係
- ・ 群馬県警察渋川警察署

<手続>

- ・ 道路占用許可申請
- ・ 臨時出店の届出、食品営業許可申請
- ・ 催物開催届出、露店等の開設届出、火災とまぎらわしい煙等の届出
- ・ 道路使用許可申請

市役所等の庁舎でイベント等を開催したい → P12

<窓口>

- ・ 渋川市契約管理課

<手続>

- ・ 庁舎使用許可申請、市民ホール等使用許可申請

群馬県の管理する施設でイベント等を開催したい → P14

<施設及び所管>

- ・ 群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク(群馬県スポーツ振興課)
- ・ ゆうあいピック記念温水プール(群馬県スポーツ振興課)
- ・ 群馬県憩の森(群馬県森林保全課)
- ・ 伊香保森林公園(群馬県渋川森林事務所)

参考資料

【参考】官民連携で公園を活用する制度 → P16

<制度>

- ・ 指定管理者制度
- ・ 公園施設設置許可制度
- ・ 公園施設管理許可制度
- ・ PFI 事業
- ・ Park-PFI(公募設置管理制度)

<事例>

- ・ いわみざわ公園（北海道岩見沢市）
- ・ 県立敷島公園（群馬県）
- ・ 愛鷹運動公園（静岡県沼津市）
- ・ 観音山ファミリーパーク（群馬県）

【参考】都市再生推進法人制度 → P18

<都市再生推進法人制度とは>

- ・ 制度概要
- ・ 指定の流れ
- ・ 指定の要件
- ・ 主なメリット
- ・ 主な業務

<都市再生推進法人が活用できる特例制度>

- ・ 都市利便増進協定への参画
- ・ 低未利用土地利用促進協定への参画
- ・ まちなか公共空間等活用支援事業
- ・ 都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例
- ・ 公園施設設置管理協定への参画

【参考】制度説明 → P22

- ・ 公園利用許可
- ・ 公園占用許可
- ・ 道路使用許可
- ・ 道路占用許可
- ・ 庁舎使用許可
- ・ 市民ホール等使用許可
- ・ 食品営業許可申請・届出
- ・ 催物開催届出
- ・ 露店等の開設届出
- ・ 火災とまぎらわしい煙等の届出

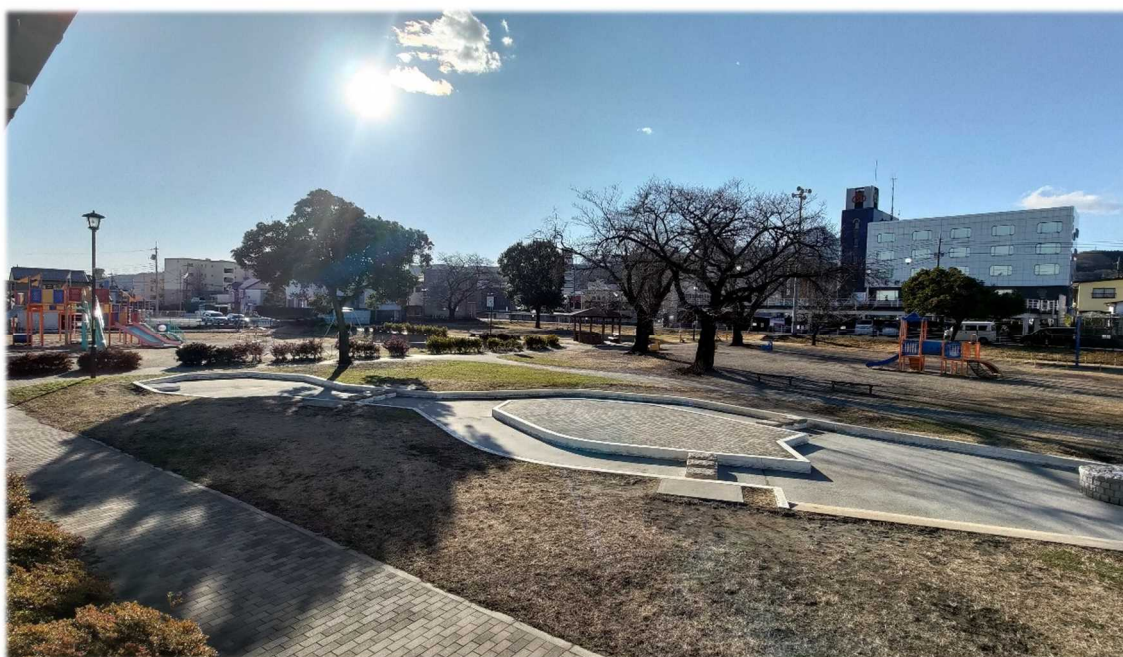
公園でイベント等を開催したい

公園とは

公園は、子供たちが遊ぶような遊具を設置している公園から陸上競技や野球の試合を開催する施設を備えた公園など、幅広い種類があります。どの公園も誰もが利用できる場、憩の場として、市民にとって非常に身近な施設です。

そのため、公園は、すべての人が自分のやりたいことをやる場所ではなく、お互いに譲り合って共有しながら快適に使う場所として考えることが大切です。

駅前児童公園



公園でイベントを開催するには

イベントなどで公園を一時的に独占して利用する場合は、許可が必要になります。内容によって必要な手続が異なりますので、次のフローチャートで確認の上、窓口までお問い合わせください。



〈窓口〉渋川市都市政策課 〈手続〉公園利用許可申請

<p>+</p> <p>ステージ等を 設置したい</p>	<p>〈窓口〉 渋川市都市政策課</p> <p>〈手続〉 公園占用許可申請</p>
<p>+</p> <p>商品等を 販売したい</p>	<p>〈窓口〉 渋川市都市政策課</p> <p>〈手続〉 公園利用許可申請</p> <p>※公園利用許可申請と一緒に相談してください。</p>
<p>+</p> <p>飲食物を 提供したい</p>	<p>〈窓口〉 群馬県渋川保健福祉事務所</p> <p>〈手続〉 臨時出店の届出、食品営業許可申請</p> <p>※簡易な施設を設けて食品を調理して提供できるのは、公共的目的を持って開催されるイベント等に限られます。</p>
<p>+</p> <p>火気器具等を 使用したい</p>	<p>〈窓口〉 渋川広域消防署情報管理係</p> <p>〈手続〉 催物開催届出、露店等の開設届出、火災とまぎらわしい煙等の届出</p> <p>※一日あたりの人出予想が10万人以上と見込まれる催し物で、主催者の認める露店等の数が100店舗(火気器具を使用しない露店を含む)を超える場合、事前に協議が必要です。</p>

※ 屋外広告物（看板、のぼりなど）について

イベントで屋外広告物を設置する場合、許可や協議が必要なものがあります。詳しくは、群馬県渋川土木事務所までお問い合わせください。

活用事例

渋川駅前広場



中村緑地公園



公園でイベントを開催するまでの流れ

公園でイベントを開催するまでの標準的な例を示します。書類の不備や内容次第では、手続期間が延びる可能性がありますので、余裕をもって計画しましょう。

また、公園は、「誰もが自由に使えるべき」場所として整備されていますので、イベント等で利用する際には、公共性・公益性に配慮した上で、地域との調整を十分に行い、合意形成を進める必要があります。

1. 事前相談（開催1年前～2か月前）

- ・ イベント概要の説明（目的や内容）
- ・ 運営体制（責任者、安全対策等）
- ・ 工作物等の設置の有無
- ・ 飲食の提供の有無
- ・ 火気の使用の有無 など



2. 申請手続き（開催2か月前～2週間前）

- ・ 公園の利用に関する申請
- ・ 食品の営業に関する申請
- ・ 火気の使用に関する申請 など



3. イベントの設営・開催（開催前日～当日）

- ・ 設営、資材搬入
- ・ 指揮監督
- ・ 会場、トイレの定期的な清掃
- ・ 苦情対応
- ・ 公園施設の使用料の支払い など



4. 撤去・完了報告（開催後速やかに）

- ・ ゴミ回収、原状回復
- ・ 来場者数、苦情、収支決算の報告 など

道路でイベント等を開催したい

道路とは

道路は、人や車が通行する目的で作られたもので、通行という本来の使用行為は基本的に自由に認められています。

本来の使用目的以外の道路の使用は、道路の効用を害し交通の妨害となり、危険があるため一般的に禁止されています。

道路工事、作業、工作物の設置、露店等の出店、祭礼行事等で道路を使用する場合は、警察等の許可を受ける必要があります。

市役所通り



道路でイベントを開催するには

イベントなどで道路を独占して使用する場合は、許可が必要になります。イベントの内容によって、必要な手順が異なりますので、次のフローチャートで確認の上、窓口までお問い合わせください。



〈窓口〉群馬県警察渋川警察署 〈手続〉道路使用許可申請

+

ステージ等を
設置したい

〈窓口〉 渋川市土木管理課
〈手続〉 道路占用許可申請

+

飲食物を
提供したい

〈窓口〉 群馬県渋川保健福祉事務所
〈手続〉 臨時出店の届出、食品営業許可申請
※簡易な施設を設けて食品を調理して提供できるのは、公共的目的を持って開催されるイベント等に限られます。

+

火気器具等を
使用したい

〈窓口〉 渋川広域消防署情報管理係
〈手続〉 催物開催届出、露店等の開設届出、
火災とまぎらわしい煙等の届出
※一日あたりの人出予想が10万人以上と見込まれる催し物で、主催者の認める露店等の数が100店舗(火気器具を使用しない露店を含む)を超える場合、事前に協議が必要です。

※ 屋外広告物（看板、のぼりなど）について

イベントで屋外広告物を設置する場合、許可や協議が必要な場合があります。詳しくは、群馬県渋川土木事務所までお問い合わせください。

活用事例

伊香保温泉石段広場



渋川駅前通り



道路でイベントを開催するまでの流れ

道路でイベントを開催するまでの標準的な例を示します。書類の不備や内容次第では、手続期間が延びる可能性がありますので、余裕をもって計画しましょう。

また、公共空間は、「誰もが自由に使えるべき」場所として整備されていますので、催事等で利用する際には、公共性・公益性に配慮した上で、地域との調整を十分に行い、合意形成を進めてください。

1. 事前相談（開催1年前～2か月前）

- ・ イベント概要の説明（目的や内容）
- ・ 運営体制（責任者、安全対策等）
- ・ 工作物等の設置の有無
- ・ 飲食の提供の有無
- ・ 火気の使用の有無 など



2. 申請手続き（開催2か月前～2週間前）

- ・ 道路の使用に関する申請
- ・ 食品の営業に関する申請
- ・ 火気の使用に関する申請 など



3. イベントの設営・開催（開催前日～当日）

- ・ 設営、資材搬入
- ・ 指揮監督
- ・ 会場の定期的な清掃
- ・ 苦情対応
- ・ 道路占用料の支払い など



4. 撤去・完了報告（開催後速やかに）

- ・ ゴミ回収、原状回復
- ・ 来場者数、苦情、収支決算の報告 など

市役所等の庁舎でイベント等を開催したい

市役所等の庁舎

市役所等の庁舎は、本庁舎、第二庁舎、行政センターなどの建物と駐車場などの敷地が該当します。

日常的に多くの市民が訪れ他の公共空間と比べて用途の制約が多いので、早めの相談を心がけてください。

第二庁舎もみじテラス



市役所等の庁舎でイベントを開催するには

イベントなどで庁舎等を一時的に独占して使用する場合は、許可が必要になります。内容によって、必要な手続が異なりますので、次のフローチャートで確認の上、窓口までお問い合わせください。



〈窓口〉渋川市契約管理課

〈手続〉庁舎使用許可申請、市民ホール等使用許可申請

※ 飲食物の提供や火気器具等の使用について

一般の方の庁舎の使用については、絵画展や作品展示などを想定しており、飲食物の提供や火気器具等の使用は基本的にお断りしています。

※ 屋外広告物（看板、のぼりなど）について

イベントで屋外広告物を設置する場合、許可や協議が必要な場合があります。詳しくは、群馬県渋川土木事務所までお問い合わせください。

群馬県の管理する施設でイベント等を開催したい

群馬県の管理する施設

渋川市内の県有施設は、群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク（群馬県スポーツ振興課）、ゆうあいピック記念温水プール（同）、群馬県憩の森（群馬県森林保全課）、伊香保森林公園（群馬県渋川森林事務所）等があり、活用する際は施設所管課に相談する必要があります。

なお、特定の理由により活用できない場合もありますのでご注意ください。

群馬県総合スポーツセンター伊香保リンク



伊香保森林公園



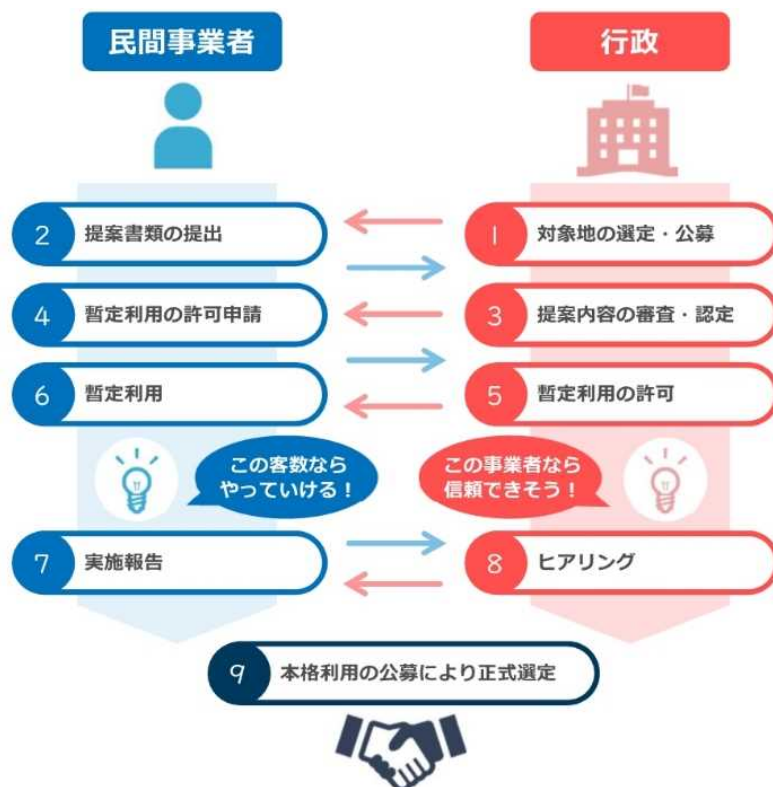
【参考】ぐんまトライアル・サウンディング

群馬県では、県民・民間・群馬県“三方よし”の姿を実現するため、地域の魅力（エリア価値）向上につながる公共施設・空間活用の取組を推進しています。

しかし、民間事業者が公共施設・空間を長期的なサービス提供の場として利用したくても、どのようなお客さんがどのくらい来るのかわからなければ、事業を始めるのは難しいと思われます。

そこで群馬県では、お試し利用を促す新たな制度として、『ぐんまトライアル・サウンディング』を実施しています。トライアル・サウンディングとは、行政が保有する公共施設・空間の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用していただく制度です。

令和4年3月現在、渋川市内では「群馬県憩の森」、「伊香保森林公園」で暫定利用を希望する民間事業者を募集しています。



ぐんまトライアル・サウンディングの流れ

出典：公共施設・空間を活かしてあなたのまちを盛り上げませんか？
(群馬県官民連携まちづくりプロジェクトチーム)

【参考】官民連携で公園を活用する制度

公園の質や魅力を向上させる官民連携の制度を紹介します。

渋川市では、指定管理者制度を活用して公益財団法人渋川まちづくり財団に公園等の管理を委託しており、今後も公園の活用を検討していきます。

指定管理者制度

【概要】

民間の人的資源やノウハウを活用し、施設の管理運営の効率化を図る制度です。一般的には、施設整備を伴わず都市公園全体の運営維持管理を実施します。

【窓口】 都市政策課

【根拠法】 地方自治法第 244 条の 2

【事業期間の目安】 3～5 年程度

公園施設設置許可制度、公園施設管理許可制度

【概要】

公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置と管理を許可できる制度です。民間事業者が売店やカフェ等を設置し、管理できる根拠となる規定です。

【窓口】 都市政策課

【根拠法】 都市公園法第 5 条

【事業期間の目安】 10 年

PFI 事業

【概要】

民間の資金、経営能力等を活用した効率的かつ効果的な社会資本の整備、低廉かつ良好なサービスの提供が主な目的です。都市公園ではプールや水族館等大規模な施設での活用が進んでいます。

【窓口】 都市政策課

【根拠法】 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律

【事業期間の目安】 10～30 年

Park-PFI(公募設置管理制度)

【概要】

飲食店、売店等の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度です。

【窓口】 都市政策課

【根拠法】 都市公園法第 5 条の 2～9

【事業期間の目安】 20 年以内

指定管理者制度＋公園施設設置管理許可制度の事例

【いわみざわ公園（北海道岩見沢市）】

いわみざわ公園は、年間約 70 万人が訪れる市の主要な観光地で、北海道グリーンランド（遊園地、スキー場）、バラ園等を有しています。

公園の指定管理者である空知リゾートシティ株式会社が、遊園地内に巨大迷路などを設置管理許可により新設する等、観光客の誘致等に向けた取組を実施しました。



出典：中部ブロック PPP/PFI 推進首長会議 千葉大学資料（国土交通省）

Park-PFI（公募設置管理制度）の事例

【県立敷島公園（群馬県）】

県立敷島公園は、ガスパクサツ群馬のホームスタジアムである正田醤油スタジアム群馬（陸上競技場）やプロ野球の開催実績のある上毛新聞敷島球場（野球場）等を有している県内随一の運動公園です。

県が公募対象公園施設としてカフェ等の飲食店を設定し事業者の公募・選定をおこなったところ、スターバックスコーヒージャパン(株)が選定され、公園駐車場内にスターバックスコーヒー敷島公園店がオープンしました。



出典：おっ!!まっちい～第 119 号（群馬県都市計画課）

公園施設設置管理許可制度の事例

【愛鷹運動公園（静岡県沼津市）】

沼津市は昭和48年より公園内で少年自然の家を運営してきましたが、利用者が減少する中、事業見直しのためサウンディングを実施し、一定数の事業者から関心が寄せられました。

「泊まれる公園」というコンセプトの下、家族や若者向けの宿泊施設としてリニューアルされ、県外から多くの方が来園する施設として生まれ変わり、森の中に設置した吊型テントの人気があり、高い稼働率となっています。また、隣接する愛鷹運動公園の芝生広場を活用し、野外映画上映会や結婚式が行われるなど、これまでなかった公園の利活用が図られています。



出典：PPP/PFI 事例集（内閣府民間資金等活用事業推進室）

Park-PFI(公募設置管理制度)の事例

【観音山ファミリーパーク（群馬県）】

観音山ファミリーパークは「豊かな自然の息づく夢とやすらぎのある森の公園」をテーマに整備された60.3haの広域公園で、県民の自然とのふれあいや文化的レクリエーションの活動の拠点として平成15年にオープンしました。

令和元年10月にPark-PFIの制度を活用し公募したところ、株式会社ヒロミヤ住建が事業予定者として選定され、令和3年1月にカフェを伴う新たな憩いのスペース「HYGGE TIMES」がオープンしました。



出典：おっ!!まっちい～第124号（群馬県都市計画課）

【参考】都市再生推進法人制度

都市再生推進法人制度とは

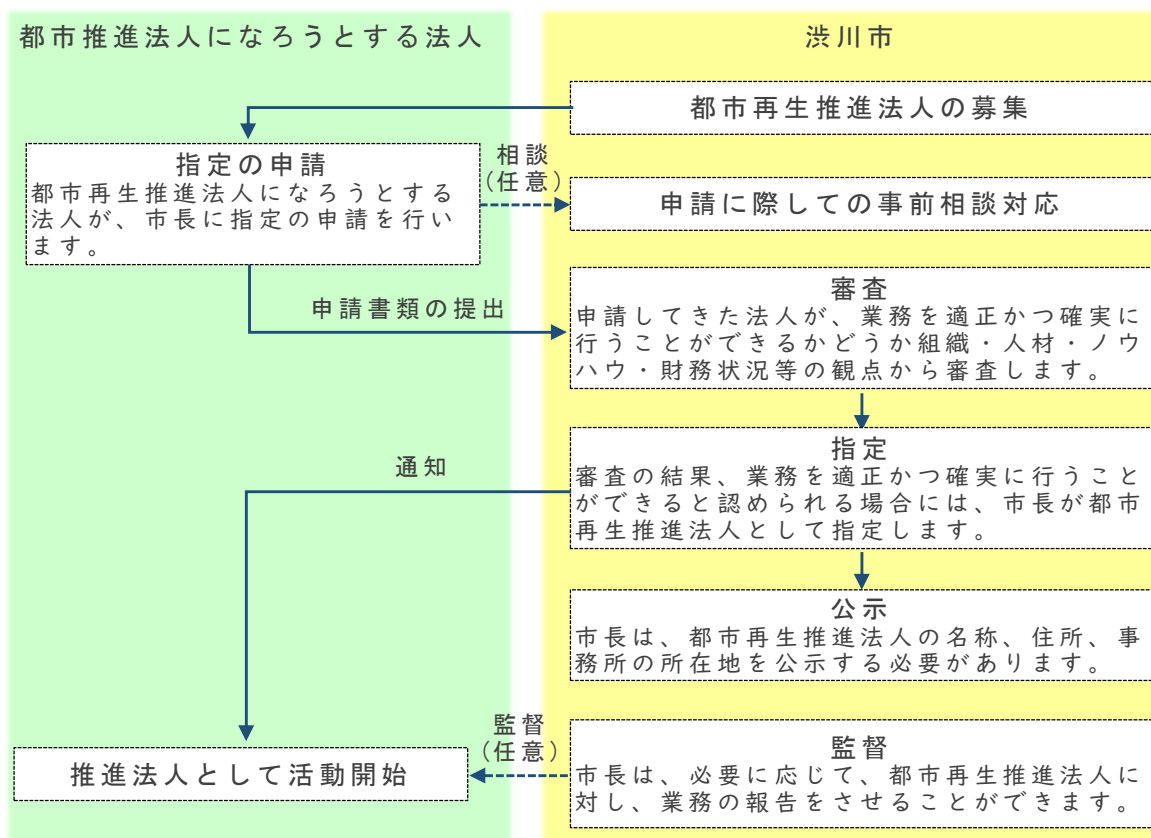
制度概要

都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村がまちづくりに関する豊富な情報・ノウハウを有し、運営体制・人材等が整っている団体を指定する制度です。

都市再生推進法人には、市や民間デベロッパー等では十分に果たすことができない、まちのエリアマネジメント（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）を展開することが期待されます。

指定の流れ

都市再生推進法人の指定は、申請を受けた市長の裁量で行います。具体的には、次のような手続が想定されます。



出典：官民連携まちづくりの進め方 一部修正（国土交通省）

指定の要件

都市再生推進法人になることができるのは、次の法人の内、まちづくりの推進を図る活動を目的とし、まちづくり活動の実績がある法人です。

- ・まちづくり会社
- ・NPO法人
- ・一般社団法人（公益社団法人を含む）
- ・一般財団法人（公益財団法人を含む）

主なメリット

- ・まちづくりの担い手として、公的位置づけを付与されることで、まちづくりの円滑化を図ることができる。
- ・市に対して都市再生整備計画（都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画）を提案することができる。
- ・都市利便増進協定等を活用して、にぎわい創出などの効果を生むことができる。

主な業務

- ・まちなかの賑わいや交流創出のための施設整備や管理運営
- ・都市開発事業の実施やその支援
- ・まちづくりに関する専門家派遣、情報提供

○他自治体事例

自治体：群馬県前橋市

法人名：公益財団法人前橋市まちづくり公社

事業：まちなかイベント広場等の管理及び運営

○他自治体事例

自治体：群馬県前橋市

法人名：一般社団法人前橋デザインコミッション

事業：まちづくり人材育成事業



出典：イベントまえばし i goo ホームページ



出典：都市再生推進法人一覧 一般社団法人前橋デザインコミッション（国土交通省）

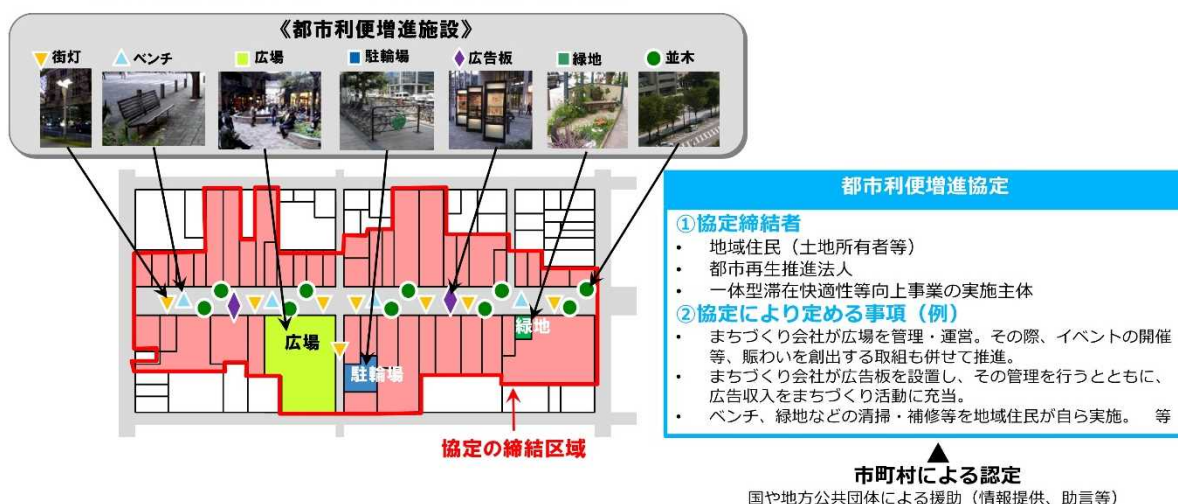
都市再生推進法人が活用できる特例制度

都市再生推進法人が特例制度を活用するためには、まちの将来像や、その実現のための様々な取組や区域を都市再生特別措置法に基づく「都市再生整備計画」に位置づける必要があります。

都市利便増進協定への参画

都市再生推進法人は、地域のまちづくりのルールを地域住民等が自主的に定める都市利便増進協定に参画し、広場、食事施設、ベンチ、街灯、並木など、まちのにぎわいや交流を創出する施設（都市利便増進施設）を一体的に整備・管理することができます。

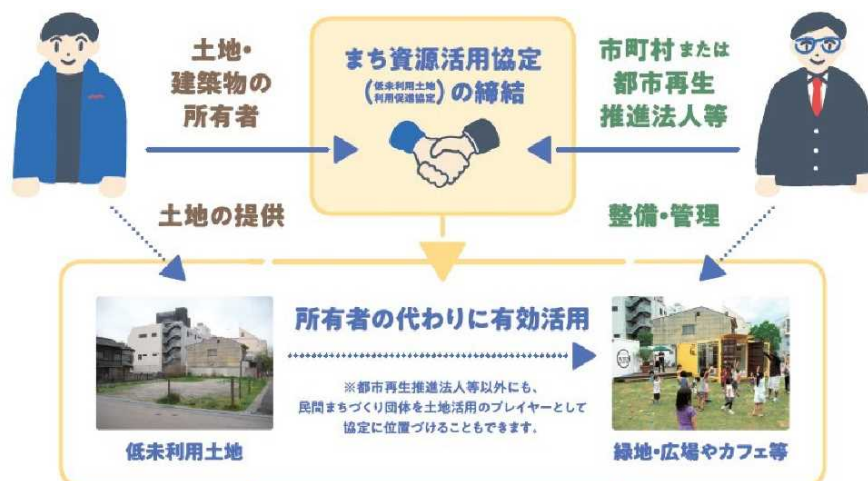
- ▶ 地域の実情・ニーズに応じたルールによるまちづくりが実現。
 - ・ 地域住民等のまちづくり参画の促進、それを通じた満足度の向上。
 - ・ 公共公益施設の管理を民が行うことで、公共側の財政負担の軽減も期待。



出典：官民連携まちづくりの進め方（国土交通省）

低未利用土地利用促進協定への参画

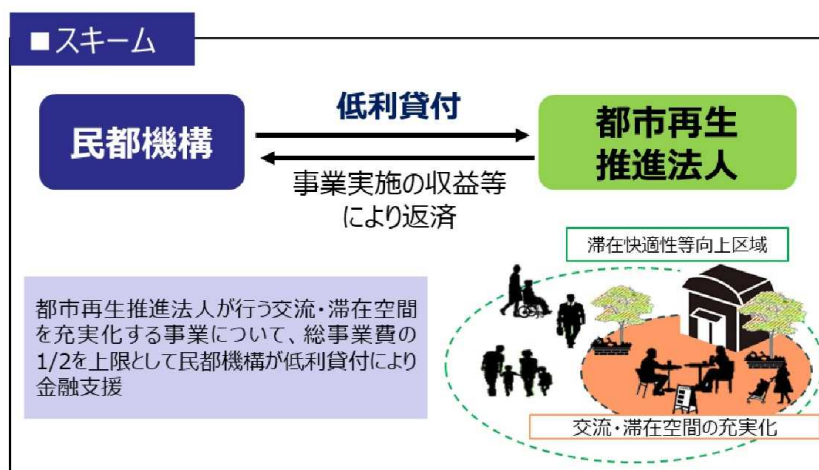
都市再生推進法人は、低未利用土地（空き地、空き家の土地、露天駐車場など）の所有者等と協定を締結して、緑地、広場、集会場等の居住者等の利用に供する施設の整備・管理を行うことができます。



※「まち資源活用協定」とは、低未利用土地利用促進協定の通称です。
出典：官民連携まちづくりの進め方（国土交通省）

まちなか公共空間等活用支援事業

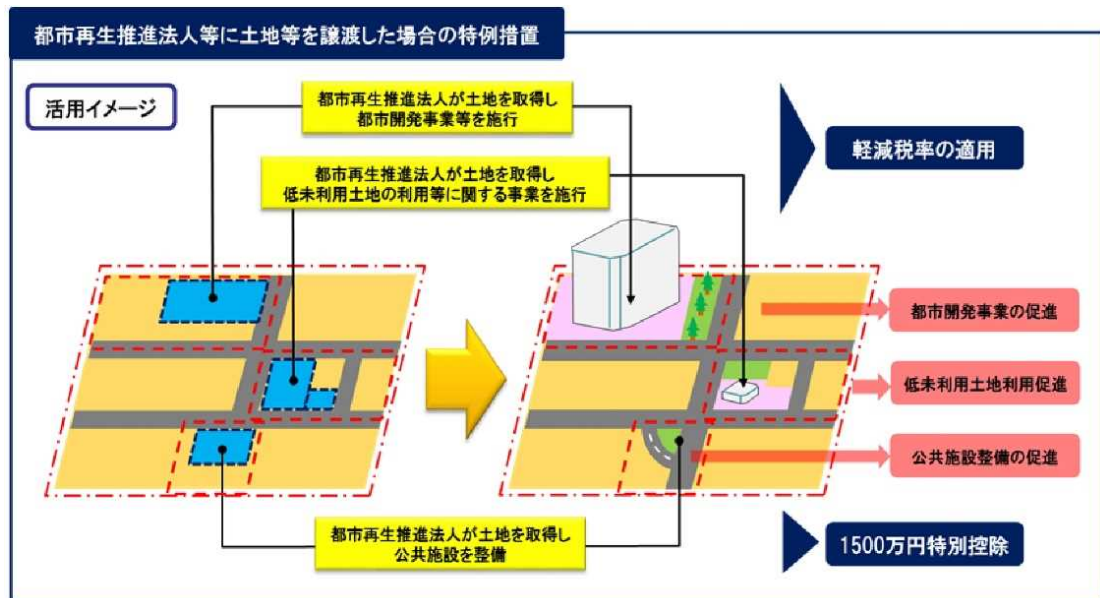
都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業に対して、一般財団法人民間都市開発推進機構が低利貸付により支援します。



出典：官民連携まちづくりの進め方（国土交通省）

都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例

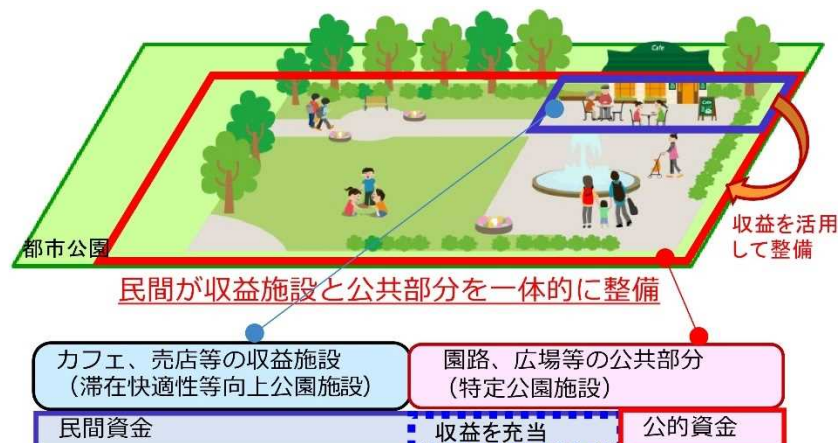
都市再生推進法人が行う立地適正化計画又は都市再生整備計画に基づく都市開発事業、誘導施設等の整備に関する事業、低未利用土地の利用等に関する事業等のために土地等を譲渡した場合、土地所有者等は税制特例を受けることができます。



出典：官民連携まちづくりの進め方（国土交通省）

公園施設設置管理協定への参画

都市再生推進法人は、特定の区域内の都市公園において、飲食店・売店などの設置・管理と、施設から生ずる収益を活用して園路、広場の整備等を一体的に行うため、都市公園の管理者と協定を締結することができます。協定を締結した場合、新たに設置されるカフェや売店等の建ぺい率の上限の緩和などの特例措置を受けることができます。



出典：官民連携まちづくりの進め方（国土交通省）

【参考】制度説明

公園利用許可

【概要】

イベントなどで公園を一時的に独占して利用する場合に必要な手続です。

【窓口】

渋川市都市政策課

【提出書類】

公園利用許可申請書

【根拠法】

渋川市都市公園条例第9条

渋川市都市公園条例施行規則第5条



公園占用許可

【概要】

テントやステージなどの仮設工作物を設営する場合に必要な手続です。

【窓口】

渋川市都市政策課

【提出書類】

公園占用許可申請書

【根拠法】

都市公園法第6条

渋川市都市公園条例第24条

渋川市都市公園条例施行規則第3条



道路使用許可

【概要】

イベントなどで道路を使用する場合に必要な手続です。

【窓口】

群馬県警察渋川警察署

【提出書類】

道路使用許可申請書

【根拠法】

道路交通法第77条

群馬県道路交通法施行細則第35条



道路占用許可

【概要】

道路上に物件を設置し、継続して使用する場合に必要な手続です。

【窓口】

渋川市土木管理課

【提出書類】

道路占用許可申請書

【根拠法】

道路法第 32 条

渋川市道路占用料徴収条例第 2 条

渋川市道路占用規則第 2 条



庁舎使用許可

【概要】

市役所庁舎内において、庁舎を本来の目的以外に使用する場合に必要な手続です。

【窓口】

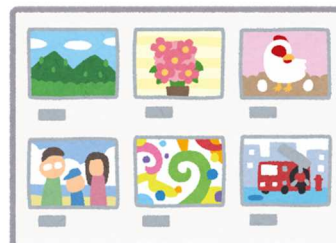
渋川市契約管理課

【提出書類】

庁舎使用許可申請書

【根拠法】

渋川市庁舎管理規則第 7 条



市民ホール等使用許可

【概要】

市役所庁舎内の市民ホール等を占有し、使用しようとする場合に必要な手続です。

【窓口】

渋川市契約管理課

【提出書類】

市民ホール等使用許可申請書

【根拠法】

渋川市役所市民ホール等管理運営要綱第 3 条



食品営業許可申請・届出(臨時出店の届出、食品営業許可)

【概要】

一時的に公共的目的をもって開催されるイベント等で、簡易な施設を設け、食品を調理し提供しようとする場合に必要の手続です。イベントの種類、出店目的、出店内容、出店期間等によって必要の手続が異なります。

【窓口】

群馬県渋川保健福祉事務所

【提出書類】

提出書類は、手続の種類によって異なります。
上記窓口まで事前にご相談ください。

【根拠法】

食品衛生法第 55 条

食品衛生法施行規則第 67 条

群馬県食品衛生法施行条例第 7 条

群馬県食品衛生法施行細則第 17 条

催事等における仮設食品営業等の取扱要綱第 5～第 6



催物開催届出

【概要】

劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物を開催しようとする場合に必要の手続です。

【窓口】

渋川広域消防署情報管理係

【提出書類】

催物開催届出書

【根拠法】

渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例第 45 条

渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例等施行規則第 16 条



露店等の開設届出

【概要】

イベントで火気器具を使用する露店等を開設する場合に必要な手続です。

【窓口】

渋川広域消防署情報管理係

【提出書類】

露店等の開設届出書

【根拠法】

渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例第 45 条

渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例等施行規則第 16 条



火災とまぎらわしい煙等の届出

【概要】

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為を行う場合に
必要な手続です。

【窓口】

渋川広域消防署情報管理係

【提出書類】

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書

【根拠法】

渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例第 45 条

渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例等施行規則第 16 条

問合せ先一覧

(令和4年4月1日現在 順不同)

窓口	連絡先
渋川市契約管理課	0279-22-2369
渋川市土木管理課	0279-22-2117
渋川市都市政策課	0279-22-2073
群馬県スポーツ振興課	027-226-2079
群馬県森林保全課	027-226-3251
群馬県官民連携まちづくりプロジェクトチーム (群馬県都市計画課)	027-226-3665
群馬県渋川保健福祉事務所	0279-22-4166
群馬県渋川森林事務所	0279-22-2763
群馬県渋川土木事務所	0279-22-4055
渋川広域消防署情報管理係	0279-25-0119
群馬県警察渋川警察署	0279-23-0110

しぶかわ公共空間活用ガイドブック

発行年月：令和4年4月1日

発行：渋川市建設交通部都市政策課

連絡先：0279-22-2073

E-mail：toshi-sei@city.shibukawa.gunma.jp